

日本専門医機構「機構認定専門医」制度に関する対策について

健保委員会 委員長 安本亮二

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は健保委員会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新専門医制度に関しては賛否いろいろなご意見がございますが、平成28年(2016)から今の「学会専門医」から「機構認定専門医」への専門医更新が順次行われ、平成37年(2025)には全員「機構認定専門医」になります(下表)。その詳細は日本泌尿器科学会のホームページに記載されていますのでご一読下さい。

その申請に際し一番難しい取得項目が、ii) 専門医共通講習とiii) 泌尿器科領域講習の単位です。「機構認定専門医」を取得していくため、第65回日本泌尿器科学会中部総会 運営準備室や一般社団法人日本泌尿器科学会に下記のような質問をおこないました。その回答が返って来ましたので会員の皆様にご報告いたします。大阪泌尿器科臨床医会のホームページに掲載しておりますのでご覧下さい。

大阪泌尿器科臨床医会としても、ii) 専門医共通講習として、保険医療講習を6月と8月に行ってきました。今後もこのような講習会を行っていきますので、参加のほどよろしく願います。

一方、ii) 専門医共通講習のなかの必須講習はまだ開催できておりません。平成29年(2017)に「機構認定専門医」登録を考えられている先生がたは、必須講習が1単位以上必要になります。この秋の日本泌尿器科学会東部・中部・西部総会などの必須講習に参加し、単位修得をなさってください。またiii) 泌尿器科領域講習のみが単位の上限がありません。他の項目の取得単位数が少ない場合、これで補充する必要があります。お気をつけてください。

最後に、今回は時間が押し迫ってきておりますので、このような書面にてご連絡いたしました。今後は大阪泌尿器科臨床医会のホームページに掲載の予定です。定期的なホームページのご拝読をお願いいたします。

以上



各更新時期における新更新基準部分の必要単位一覧

どちらを選択するか？	学会専門医の各更新時期において必要となる新更新基準部分の取得単位					完全移行後の機構認定専門医の更新基準
A:「機構認定専門医」として更新する場合の条件は？	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
「学会専門医」更新基準100単位のうち	4/5単位が必要	3/5単位が必要	2/5単位が必要	1/5単位が必要		
さらに下記 i)～iv)の単位が必要	10単位	20単位	30単位	40単位	50単位	50単位
i) 診療実績の証明	2単位 (20例)	4単位 (40例)	6単位 (60例)	8単位 (80例)	10単位 (100例)	10単位 (100例)
ii) 専門医共通講習	最小1単位 最大2単位  (必須講習はなし)	最小2単位 最大4単位  (必須講習は1単位以上)	最小3単位 最大6単位  (必須講習は2単位以上)	最小4単位 最大8単位  (必須講習は3単位以上)	最小5単位 最大10単位  (必須講習は3単位以上)	最小5単位 最大10単位  (このうち3単位は必須講習)
iii) 泌尿器科領域講習	最小4単位	最小8単位	最小12単位	最小16単位	最小20単位	最小20単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0～2単位	0～4単位	0～6単位	0～8単位	0～10単位	0～10単位
	(重要: iii)泌尿器科領域講習のみ、単位の上限はない)					
B:「学会専門医」としての更新は？	100単位で可能	100単位で可能	100単位で可能	100単位で可能	100単位で可能	不可

(上表の説明。詳しくは日本泌尿器科学会ホームページをご覧ください)

例えば2018年4月に専門医を更新する場合、従来の「学会専門医」ならば学会出席などで100単位以上あれば「学会専門医」として更新できますが、5年後2023年の更新時までには「機構認定専門医」更新基準の50単位を集めておかねばなりません。すなわち、i) 診療実績の証明として100例(10単位)の手術または外来診察実績を、ii) 専門医共通講習として、医療安全・医療倫理・感染対策の必須講習3単位を含む最大10単位を、iii) 泌尿器科領域講習として卒後教育プログラム・セルフアセスメント問題集・Audio-Visual Journal of JUAなどで最小20単位以上、iv) 学術業績・診療以外の活動実績として学術集会の参加・発表・著書論文発表などで10単位、合計50単位です。このうち、意識して取得しなければならないのは、ii) 専門医共通講習とiii) 泌尿器科領域講習です。

一方、2018年4月に「機構認定専門医」として更新を考えている場合は、従来の学会基準である100単位のうち2/5以上(40単位)取得しており、加えてi) 診療実績の証明として60例(6単位)の手術または外来診察実績を、ii) 専門医共通講習として、2015年以降に行われた医療安全・医療倫理・感染対策の必須講習2単位を含む最大6単位を、iii) 泌尿器科領域講習として2015年以降に行われた卒後教育プログラム・セルフアセスメント問題集・Audio-Visual Journal of JUAなどで最小12単位以上、iv) 学術業績・診療以外の活動実績として学術集会の参加・発表・著書論文発表などで10単位、合計50単位が必要となります。

(注:「学会専門医」申請時の取得単位数と「機構認定専門医」の時の取得単位数は異なります。例えば、日泌総会参加で10単位取得できましたが、「機構認定専門医」申請時には3単位としてしか認定されません)

Q1: 今回の講演の中で、どれが専門医共通講習に当たるのでしょうか？（医療安全講習、感染対策講習、医療倫理講習、指導医講習、保険医療講習、医療法制講習など、どれに講演が対象となるのでしょうか？）開業勤務の都合上、貴学会に参加する時間帯の調整を行わねばならないので、ホームページHPなどにご教示お願いいたします。

また、HPに記載されている保険教育プログラム[指導医教育プログラム]はこのii)の保険医療講習または指導医講習の単位として認められるのでしょうか？もし認められるならば、新専門医制度のQ&AのQ8に記載されている「受講証明書」を発行していただけるのでしょうか？

A1→10月25日(日)16:30~17:30に実施する卒後教育プログラムが専門医共通講習「医療倫理講習」となります(注:一部は東部・中部・西部の学会HPより作成)。

保険教育プログラムにつきましては保険医講習、指導医講習の単位とはなりません。

ホームページHPには近日中に掲載させていただきます(注:中部HPに掲載されています)。

**卒後教育プログラム3 (16:30~17:30)【専門医共通講習「医療倫理講習」】**

**「医療倫理:人を対象とする医学系研究倫理指針について」 第65回中部総会**

講師:塚田 敬義 (岐阜大学大学院医学系研究科 医学系倫理・社会医学)

**第80回東部総会**

**■卒後教育プログラム3**

**「医療安全・緩和医療」**

9月27日(日) 14:40~16:10 第3会場(5階 コンコードC)

座長:矢尾 正祐 (横浜市立大学)

演者:中島 和江 (大阪大学医学部附属病院中央クオリティマネジメント部)

座長:森田 辰男 (自治医科大学)

演者:飯嶋 哲也 (山梨大学医学部 麻酔科)

**◆卒後教育プログラム4**

**感染制御と地域連携(日本専門医機構による専門医更新のための専門医共通講習)**

2015年11月7日(土) 15:25~16:25 第2会場

**司会** 市川 智彦(千葉大学大学院医学研究院泌尿器科) **第67回西日本泌尿器科学会総会**

**主任講師** 濱砂 良一(産業医科大学医学部泌尿器科)

Q2: 同様に、iii)診療領域別講習についてですが、新専門医制度に於ける泌尿器科専門医更新基準について(V7)によると、算定できる単位として、日本泌尿器科学会東部・中部・西日本総会で指定するセッション 1~2単位(原則として1時間1単位、30分0.5単位)と記載されています。どのセッションがこのiii)のあたるものかホームページでも結構ですからご教示ください。

A2:→卒後教育プログラムがこれに相当されます。

第65回日本泌尿器科学会中部総会では卒後教育プログラム1、2がそれぞれ1.5単位として換算されることとなります。

Q3: iii) 泌尿器科領域講習の中で、Audio-Visual J of JUA 1号につき1単位と貴学会HPのQ&Aに記載されていますが、「号」とは何を示すものでしょうか? 本年のAudio-Visual J of JUAの表示では、「Vol 21, No1」「Vol21.No2」などとなっておりますそれぞれを21巻 1号、21巻2号と理解して、この2つを購入したら計2単位 修得と理解して良いのでしょうか?

A3: 2016年に日本専門医機構の専門医更新を受ける方におかれましては、暫定措置といたしましてAudio-Visual Journal of JUAのVol.21 No.2, No.3, No.4(21巻2号, 3号, 4号)とVol.22 No.1(22巻1号)の4本については1号につき1単位の取得(合計4単位)が可能となります。2017年更新の場合はVol.21 No.2~Vol.23 No.1(予定)が1本につき1単位の取得が可能となります。今後日本専門医機構によって提示される単位認定等のルールに従っていくことになり、内容や視聴した証明の方法等については現行のAudio-Visual Journal of JUAでは条件を満たさないことになるため、今後関係各位にて検討していく予定です。

Q4: ii) 専門医共通講習について、大阪泌尿器科臨床医会では保険医療講習会を開催しております。また、会員のため、専門医研修病院での「医療安全講習会」「感染対策講習会」「医療倫理講習会」などの院内手続きを推し進めています。そこで質問されるのが、「この講習会がどのような手続きで行えば機構あるいは学会から認定されるか?」です。平成28年4月更新の準備している私や後輩のためにも、この点についてもご教示いただければ幸いです。

A4: 院内講習につきましては、2016年以前に実施された講習会については、受講証明書(受講者氏名・所属施設・講習日時・講習会名および講習会テーマ名・講師名・発行責任者名)を発行していただければ、日本専門医機構泌尿器科領域専門医委員会において審査単位が認定されることとなります。原則的に60分以上の講習で1~2名の講師で行った講習が対象となります。また、大阪泌尿器科臨床医会で実施しておられます保険医療講習会につきましても共通講習に認められると考えられますが、上記の条件による講習であることが前提となり、また、「必須講習」ではございませんのでご了解ください。(注: 下図のように2016年度までは単位講習手続きが簡単です)

### 単位講習会の認定

#### ① 2017年度以降

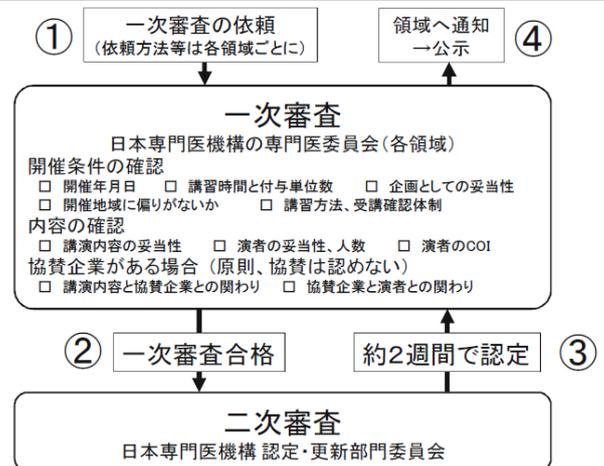
事前に専門医委員会(専門医機構)での一次審査を経て、機構の専門医認定・更新部門委員会で承認(2次審査)を得ること

受講証明必要

#### ② 2016年度まで

専門医委員会あるいは準じる委員会で認定され、受講証明があれば事後承認

### 単位付与の対象となる講習会の認定手順



2017年度以降

日本専門医機構